

鳥取市特別会計条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月22日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市条例第3号

鳥取市特別会計条例の一部を改正する条例

鳥取市特別会計条例（昭和39年鳥取市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第12号までを1号ずつ繰り上げ、第13号を削り、第14号を第12号とし、第15号を第13号とし、第16号を第14号とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 鳥取市住宅新築資金等貸付事業費特別会計及び鳥取市介護老人保健施設事業費特別会計の令和3年度の収入及び支出並びに同年度の決算に関しては、なお従前の例による。